

使用済自動車の再資源化等に関する法律  
(自動車リサイクル法)  
引取業及びフロン類回収業の登録の手引き

四日市市環境部生活環境課廃棄物対策室

平成25年5月

# 目 次

第 1	登録申請等にあたっての留意事項	
1	登録申請書提出部数及び提出先-----	2
2	登録申請手数料 -----	2
3	登録申請書の提出時期-----	2
第 2	使用済自動車引取業者の登録	
1	登録の申請 -----	2
(1)	登録申請書	
(2)	添付書類	
(3)	審査基準	
2	登録申請後の手続き -----	3
(1)	市長による登録の実施	
(2)	自動車リサイクルシステムへの事業者登録の実施	
(3)	標識の掲示	
(4)	登録の更新	
(5)	登録の変更届出	
(6)	廃業等の届出	
(7)	登録の取消等	
(8)	登録の抹消	
第 3	フロン類回収業者の登録	
1	登録の申請 -----	5
(1)	登録申請書	
(2)	添付書類	
(3)	審査基準	
2	登録申請後の手続き -----	6
(1)	市長による登録の実施	
(2)	自動車リサイクルシステムへの事業者登録の実施	
(3)	標識の掲示	
(4)	登録の更新	
(5)	登録の変更届出	
(6)	廃業等の届出	
(7)	登録の取消等	
(8)	登録の抹消	
第 4	様式記載例等	
1	引取業者登録（登録の更新）申請書【様式第一】-----	8
2	引取業者変更届出書【様式第二】-----	9
3	引取業者誓約書【第 5 号様式の 3】-----	10
4	フロン類回収業者登録（登録の更新）申請書【様式第三】-----	11
5	フロン類回収業者変更届出書【様式第四】-----	12
6	フロン類回収業者誓約書【第 5 号様式の 4】-----	13
7	登録証・許可証再交付申請書【第 1 0 号様式】-----	14
8	廃業（一部廃止）届出書【第 1 1 号様式】-----	15
9	残存フロン類の確認方法-----	16
第 5	市外分の提出先 -----	17

## 第1 登録申請等にあたっての留意事項

### 1 登録申請書提出部数及び提出先

正本1部を四日市市環境部生活環境課廃棄物対策室に提出してください。登録申請書は事業所単位での登録ではなく、事業者単位での登録となりますのでご注意ください。

なお、四日市市外にも事業所を設置している場合には、その事業所を管轄する三重県の地域機関（17頁参照）に提出してください。

提出先：〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 四日市市環境部生活環境課廃棄物対策室  
TEL059-354-4415 FAX059-354-4412

### 2 登録申請手数料

登録区分 \ 申請区分	新規	更新
引取業	4,000円	3,000円
フロン類回収業	5,000円	4,000円

### 3 登録申請書の提出時期

新規申請については随時受付けていますが、更新申請においては登録有効期限の2か月前を目途に提出して下さい。なお、登録有効期限を経過した場合は、新規での受付になりますのでご注意ください。また、登録有効期限直前に申請された場合には、同期限内に新しい登録証の発行ができない場合がありますのでご注意ください。

## 第2 使用済自動車引取業者の登録

### 1 登録の申請

#### (1) 登録申請書

【様式第一】に従って作成してください。

#### (2) 添付資料

##### ア 本人を確認できる書類

(ア) 申請者が個人の場合は、発行日より3ヶ月以内の住民票の写し（本籍地の記載のあるもの。なお、外国人の場合には、国籍等の記載のあるもの。）

(イ) 申請者が法人の場合は、発行日より3ヶ月以内の履歴事項全部証明書

(ウ) 申請者が未成年者の場合は、発行日より3ヶ月以内の当該法定代理人の住民票の写し（本籍地の記載のあるもの）

イ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（下記の（ア）又は（イ）のいずれか）

(ア) 確認方法を記載した書類

(イ) エアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が、フロン類が含まれているかどうかを確認できることを示す書類

（例）自動車整備士、又は中古自動車査定士等の資格証等の写し等

ウ 申請者が使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）に定める下記の欠格要件に該当しないことを説明する書面

(ア) 申請者が法第45条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面【第5様式の3】

欠格要件

成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

引取業者の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

引取業者で法人であるものがその登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者

引取業の事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が ~ のいずれかに該当するもの

法人でその役員が上記 ~ のいずれかに該当する者があるもの

(3) 審査基準

以下のいずれかの要件を満たす事業者について登録が行われます。ただし、申請書や添付書類の重要な事項に虚偽の記載があるか記載が欠けているとき、又は申請者が欠格要件に該当するときは、登録は拒否されます。

ア 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること。

イ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有すること。

2 登録申請後の手続き

(1) 市長による登録の実施

ア 市長は、登録申請書に基づいて登録を行う際には、法第44条に基づく項目を引取業者登録簿に記載することになります。

イ 市長は、引取業者登録簿に登録したときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知することになります。また、登録の更新あるいは変更の届出があった場合にも、上記アの規定を準用します。

なお、登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとします。

(2) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録の実施

市長から登録の通知を受けた引取業者は、電子マニフェストなどを運用するため速やかに自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターへの登録を行い、事業者コードなどを取得してください。なお、同システムへの登録の申込み手続きについては、同センターのホームページを参照してください。(URL <http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html>)

(3) 標識の掲示

市長から登録の通知を受けた引取業者は、その事業所ごとに公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号等を記載した標識(縦及び横それぞれ20cm以上の大きさのもの)を掲げなければなりません。なお、登録通知書を掲示していただいても構いません。

(4) 登録の更新

- ア 引取業者は、登録を受けてから5年以内にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。
- イ 更新の申請書及び必要な添付資料などについては、新規登録と同様です。
- ウ 更新の申請があった場合において、登録の有効期間までに更新の登録が行われなるときは、有効期間の満了の日の翌日以降もその効力が継続します。
- エ 登録の更新が行われたときは、その登録の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から5年間になります。

(5) 登録の変更届出

引取業者は、以下の事項を変更した場合、法第45条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書類【第5様式の3】及びその変更内容に応じた書類を添付して、当該変更が生じた日から30日以内に変更届出書【様式第二】を提出しなければなりません。

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人における代表者の氏名の変更

- (ア) 個人の場合：発行日より3ヶ月以内の住民票の写し（本籍地の記載のあるもの。  
なお、外国人の場合には、国籍等の記載のあるもの。）

(イ) 法人の場合：履歴事項全部証明書

イ 事業所の名称及び所在地：添付書類なし

ウ 法人における役員の変更：履歴事項全部証明書

エ 未成年者の変更：発行日より3ヶ月以内の当該法定代理人の住民票の写し（本籍地の記載のあるもの）

オ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制：確認できる体制を説明する書類

(6) 廃業等の届出

引取業者として登録を受けた者が以下の事項に該当することとなった場合、引取業者の登録はその効力を失うこととなり、該当日から30日以内に、その事項に応じて該当する者は、その旨を市長に届け出なければなりません。【第11号様式】

ア 死亡した場合：その相続人

イ 法人が合併により消滅した場合：その法人を代表する役員であった者

ウ 法人が破産により解散した場合：その破産管財人

エ 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合：その清算人

オ 個人経営が法人化により消滅した場合：その個人

カ その登録に係る引取業を廃止した場合：引取業者であった個人又は引取業者であった法人を代表する役員

(7) 登録の取消等

市長は、引取業者が下記のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6ヶ月以内の業務停止の処分を命ずることができます。処分を命じたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該引取業者に通知するものとします。

ア 不正の手段により引取業の登録（登録の更新を含む。）を受けたとき。

イ フロン類を確認する体制が「登録基準」に適合しなくなったとき。

ウ 上記欠格要件に該当することとなったとき。

エ この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(8) 登録の抹消

市長は、引取業者が5年ごとの更新を受けなかった場合若しくは引取業を廃止した場合、又は登録の取消処分を受けた場合等は、引取業者の登録を抹消します。

### 第3 フロン類回収業者の登録

#### 1 登録の申請

##### (1) 登録申請書

【様式第三】に従って作成してください。

##### (2) 添付書類

###### ア 本人を確認できる書類

(ア) 申請者が個人の場合は、発行日より3ヶ月以内の住民票の写し(本籍地の記載のあるもの。なお、外国人の場合には、国籍等の記載のあるもの。)

(イ) 申請者が法人の場合は、発行日より3ヶ月以内の履歴事項全部証明書

(ウ) 申請者が未成年者の場合は、発行日より3ヶ月以内の当該法定代理人の住民票の写し(本籍地の記載のあるもの)

###### イ フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

(ア) 自ら所有している場合は、契約書、納品書又は領収書販売証明書などの写し

(イ) 自ら所有していない場合は、借用契約書又は共同使用規定書などの写し

###### ウ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

申請書に記載された以下の項目について、それらを明らかにする書類として取扱説明書、仕様書又はカタログなどの写しが必要です。

(ア) フロン類の回収設備の種類(CFC用、HFC用、CFC・HFC兼用)

(イ) 回収設備の能力(200g/min未満、200g/min以上)

###### エ 申請者が法に定める下記の欠格要件に該当しないことを説明する書面

(ア) 申請者が法56条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面【第5様式の4】

###### 欠格要件

成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

この法律、フロン類回収破壊法もしくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

フロン類回収業者の登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者

フロン類回収業者で法人であるものがその登録を取り消された場合において、その処分の日から30日以内にその法人の役員であった者でその処分の日から2年を経過しないもの

フロン類回収業の事業の停止を命じられ、その停止の期限が経過しない者

フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が ~ のいずれかに該当するもの

法人でその役員が ~ のいずれかに該当する者があるもの

##### (3) 審査基準

以下のいずれかの要件を満たす事業者について登録が行われます。ただし、申請書や添付書類の重要な事項に虚偽の記載があるか記載が欠けているとき、又は申請者が欠格要件に該当するときは、登録は拒否されます。

ア 使用済自動車の引取りに当たっては、申請に係る事業所毎に、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。

イ 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

## 2 登録申請後の手続き

### (1) 市長による登録の実施

ア 市長は、登録申請書に基づいて登録を行う際には、法53条に基づく項目をフロン類回収業者登録簿に記載することになります。

イ 市長は、フロン類回収業者登録簿に登録したときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知することになります。また、登録の更新あるいは変更の届出があった場合にも、上記アの規定を準用します。

なお、登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとします。

### (2) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録の実施

市長から登録の通知を受けた引取業者は、電子マニフェストなどを運用するため速やかに自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターへの登録を行い、事業者コードなどを取得してください。なお、同システムへの登録の申込み手続きについては、同センターのホームページを参照してください。(URL <http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html>)

### (3) 標識の掲示

市長から登録の通知を受けたフロン類回収業者は、その事業所ごとに公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、回収しようとするフロン類の種類、登録番号等を記載した標識(縦及び横それぞれ20cm以上の大きさのもの)を掲げなければなりません。なお、登録通知書を掲示していただいても構いません。

### (4) 登録の更新

ア フロン類回収業者は、登録を受けてから5年以内にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。

イ 更新の申請書及び必要な添付資料などについては、新規登録と同様です。

ウ 更新の申請があった場合において、登録の有効期間までに更新の登録が行われなるときは、有効期間の満了の日の翌日以降もその効力が継続します。

エ 登録の更新が行われたときは、その登録の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から5年間になります。

### (5) 登録の変更届出

フロン類回収業者は、以下の事項を変更した場合、法第56条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書類【第5号様式の4】及びその変更内容に応じた書類を添付して、当該変更が生じた日から30日以内に変更届出書【様式第四】を提出しなければなりません。

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人における代表者の氏名の変更

(ア) 個人の場合：発行日より3ヶ月以内の住民票の写し(本籍地の記載のあるもの。

なお、外国人の場合には、国籍等の記載のあるもの。)

(イ) 法人の場合：履歴事項全部証明書

イ 事業所の名称及び所在地：添付書類なし

ウ 法人における役員の変更：履歴事項全部証明書

エ 未成年者の変更：発行日より3ヶ月以内の当該法定代理人の住民票の写し(本籍地の記載のあるもの)

オ 回収しようとするフロン類の種類：フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類及びフロン類回収設備の種類並びにその設備の能力を説明する書類

カ 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類、能力及び数：上記オを準用

(6) 廃業等の届出

フロン類回収業者として登録を受けた者が以下の事項に該当することとなった場合、フロン回収業者の登録はその効力を失うこととなり、当該日から30日以内に、その事項に応じて該当する者は、その旨を市長に届け出なければなりません。【第11号様式】

ア 死亡した場合：その相続人

イ 法人が合併により消滅した場合：その法人を代表する役員であった者

ウ 法人が破産により解散した場合：その破産管財人

エ 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合：その清算人

オ 個人経営が法人化により消滅した場合：その個人

カ その登録に係るフロン類回収業を廃止した場合：フロン類回収業者であった個人又はフロン類回収業者であった法人を代表する役員

(7) 登録の取消等

市長は、フロン類回収業者が下記のいずれかに該当するときは、その登録の取り消し、又は6ヶ月以内の業務停止の処分を命ずることができます。処分を命じたときは、遅滞なくその理由を示して、その旨を当該フロン類回収業者に通知するものとします。

ア 不正の手段によりフロン類回収業の登録（登録の更新を含む。）を受けたとき。

イ フロン類回収設備が「登録基準」に適合しなくなったとき。

ウ 上記欠格要件に該当することとなったとき。

エ この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(8) 登録の抹消

市長は、フロン類回収業者が5年ごとの更新を受けなかった場合若しくはフロン類回収業を廃止した場合、又は登録の取消処分を受けた場合等は、フロン類回収業者の登録を抹消します。



第4 様式記載例等

様式第一（第四十六条関係）

引取業者 登録の更新 申請書

登録番号	
登録年月日	

年 月 日

四日市市長

(郵便番号) 510 - 8601  
 住 所 三重県四日市市諏訪町1番5号  
 氏 名 四日市市株式会社  
 代表取締役 四日市 太郎 印  
 電話番号 059 - 354 - 4415

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録(登録の更新)を申請します。

従業員の氏名(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。) (ふりがな) 氏 名 よっかいち たろう 四日市 太郎 よっかいち いちろう 四日市 一郎 別紙に記入しても可 役職名 代表取締役 取締役	
法定代理人の氏名及び住所 (未成年者である場合に記入すること。) (ふりがな) 氏 名 住 所 (郵便番号) 電話番号	
事業所の名称及び所在地 名 称 四日市市株式会社 所在地 (郵便番号) 510 - 8601 三重県四日市市諏訪町1番5号 電話番号 059 - 354 - 4415	
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制 自動車整備士資格証の写しを添付	

備考1 印の欄は、更新の場合に記入すること。

2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

引取業者変更届出書

年 月 日

四日市市長

(郵便番号) 510 - 8601  
 住 所 三重県四日市市諏訪町1番5号  
 氏 名 四日市市株式会社  
 代表取締役 四日市 太郎 印  
 電話番号 059 - 354 - 4415

年 月 日付け第211×××××××号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	<役員の変更> 取締役 四日市 一郎 (就任)  <名称の変更> 四日市市株式会社	取締役 四日市 花子 (退任)  四日市市有限会社
変更の理由	役員の改選及び名称の変更のため。	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 引取業者誓約書

私（当法人）は、申請者、法定代理人又は役員が、下記欠格要件のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所 三重県四日市諏訪町1番5号

氏 名 四日市市株式会社

代表取締役 四日市 太郎 印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

### 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第45条第1号に定める欠格要件

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 この法律、フロン類回収破壊法（平成13年法律第64号）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 法第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 引取業者で法人であるものが法第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 法第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに1から5までのいずれかに該当する者があるもの

フロン類回収業者 登録の更新 申請書

登録番号	
登録年月日	

年 月 日

四日市市長

(郵便番号) 510-8601  
 住 所 三重県四日市市諏訪町1番5号  
 氏 名 四日市市株式会社  
 代表取締役 四日市 太郎 印  
 電話番号 059-354-4415

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）		
	(ふりがな) 氏 名	役職名
	よっかいち たろう 四日市 太郎 よっかいち いちろう 四日市 一郎	代表取締役  取締役
	別紙に記入しても可	
法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）		
	(ふりがな) 氏 名	
	住 所	(郵便番号)  電話番号
事業所の名称及び所在地		
	名 称	四日市市株式会社
	所在地	(郵便番号) 510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号 電話番号 059-354-4415
回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	
	HCF	
フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
	設備の種類	能 力
		200g/min 未満      200g/min 以上
	CFC用	台      台
	HCF用	台      台
	CFC、HCF兼用	1台      台

- 備考1 印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

フロン類回収業者変更届出書

年 月 日

四日市市長

(郵便番号) 510 - 8601  
 住 所 三重県四日市市諏訪町1番5号  
 氏 名 四日市市株式会社  
 代表取締役 四日市 太郎 印  
 電話番号 059 - 354 - 4415

年 月 日付け第211×××××××号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	<役員の変更> 取締役 四日市 一郎 (就任)  <名称の変更> 四日市市株式会社	取締役 四日市 花子 (退任)  四日市市有限会社
変更の理由	役員の変更及び名称の変更のため。	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## フロン類回収業者誓約書

私（当法人）は、申請者、法定代理人又は役員が、下記欠格要件のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所 三重県四日市諏訪町1番5号

氏 名 四日市市株式会社

代表取締役 四日市 太郎 印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

### 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第56条第1号に定める欠格要件

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 この法律、フロン類回収破壊法（平成13年法律第64号）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 法第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 フロン類回収業者で法人であるものが法第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 法第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに1から5までのいずれかに該当する者があるもの

登録証・許可証再交付申請書

年 月 日

四日市市長

届出者 住 所 三重県四日市市諏訪町1番5号  
 氏 名 四日市市株式会社  
代表取締役 四日市 太郎 印  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 059-354-4415

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第15条の2第3項の規定により、	
引取業者 フロン類回収業者 の登録証	の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。
解体業 破碎業 の許可証	

登録・許可番号	211xxxxxxx	登録・許可(更新) 年月日	年 月 日
再交付申請の理由	1. 亡失 2. き損 3. その他 (該当するものを で囲む)	亡失・き損等の顛末(日時・場所等) 亡失した時期は不明	

備考

- 1: き損の場合は、き損した登録証・許可証を添付すること。
- 2: 亡失した登録証・許可証を発見した場合は、直ちに市長に返還すること。
- 3: 様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

廃業(一部廃止)届出書

年 月 日

四日市市長

届出者 住 所 三重県四日市市新正四丁目21番5号  
 氏 名 四日市 一郎 印  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 059-399-1234

使用済自動車の再資源化等に関する法律	第48条第1項 (引取業) 第59条において準用する同法第48条第1項 (フロン類回収業) 第64条 (解体業) 第72条において準用する同法第64条 (破碎業)
の規定により、次のとおり届け出ます。	

廃業(一部廃止)した、登録又は許可を受けた者	住所 三重県四日市市諏訪町1番5号 氏名 四日市市株式会社 代表取締役 四日市 太郎 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 059-354-4415		
登録・許可番号	211xxxxxxx	登録・許可(更新) 年月日	年 月 日
廃止(一部廃止)する事業の範囲	廃業		
廃業(一部廃止)の日	×年 ×月 ×日		
廃止(一部廃止)の理由	1. 死亡 . 法人の合併による消滅 3. 法人の破産による解散 4. 法人の解散(合併及び破産以外の理由) 5. 個人経営の法人化による消滅 6. 四日市市内における業の廃止 (該当するものを で囲む)		

備考

1: 廃業等の理由が6以外である場合の届出者は、次のとおりとする。

1. 死亡(個人経営の場合)	相続人
2. 法人の合併による消滅	法人を代表する役員であった者
3. 法人の破産による解散	破産管財人
4. 法人の解散(合併及び破産以外の理由)	清算人
5. 個人経営の法人化による消滅	個人

2: 失効した登録証又は許可証を添付すること。

3: 様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。



## 残存フロン類の確認方法

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項第5号の規定に基づき、引取った使用済自動車のエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

### エアコンディショナー装着の有無を確認

エンジンルーム内にコンプレッサ等のエアコンディショナー部品の装着の有無を確認する。

装着



フロン類が含まれていると判断する

非装着



フロン類は含まれていないと判断する

### 車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンディショナー装着の有無を確認（上記同様）

装着



コンデンサが破損（穴や裂傷）していない

エアコン配管、ホースが破損（穴や裂傷）していない



フロン類が含まれていると判断する

破損している

破損している



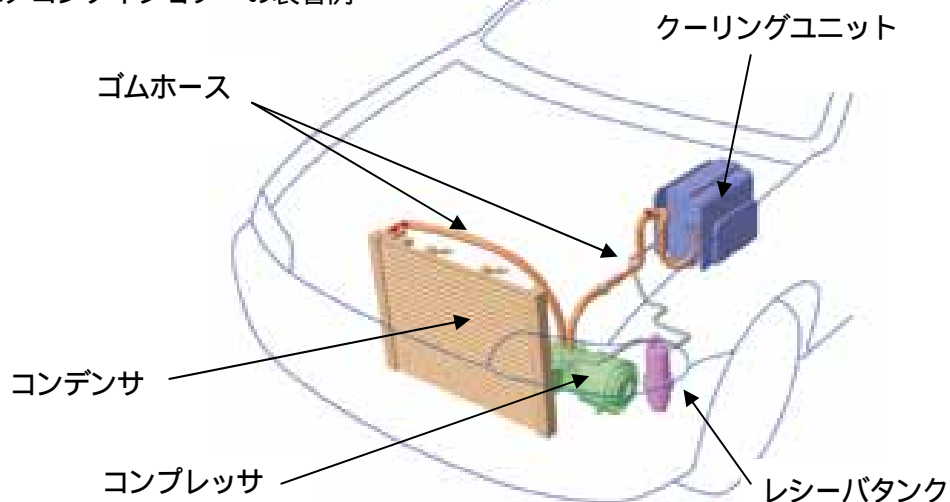
フロン類は含まれていないと判断する

### 必要に応じて、以下により確認

使用済自動車の引き取り時に、使用者にエアコンディショナーの効き具合について質問する。

実際にエアコンディショナーを作動させて効き具合及びコンプレッサの作動並びにサイトグラスがある場合は冷媒の流れを確認する。

<エアコンディショナーの装着例>



## 第5 市外分の提出先

### 三重県地域機関一覧

受付窓口	管轄する区域	所在地	電話番号
桑名地域防災総合事務所 環境室 環境課	桑名市、いなべ市 員弁郡、桑名郡	〒511-8567 桑名市中央町5-71	0594-24-3624
四日市地域防災総合事務所 環境室 廃棄物対策課	三重郡	〒510-8511 四日市市新正4-21-5	059-352-0593
鈴鹿地域防災総合事務所 環境室 環境課	鈴鹿市、亀山市	〒513-0809 鈴鹿市西条5-117	059-382-8675
津地域防災総合事務所 環境室 廃棄物対策課	津市	〒514-0003 津市桜橋3-446-34	059-223-5083
松阪地域防災総合事務所 環境室 環境課	松阪市、多気郡	〒515-0011 松阪市高町138	0598-50-0530
南勢志摩地域活性化局 環境課	伊勢市、鳥羽市 志摩市、度会郡	〒516-8566 伊勢市勢田町622	0596-27-5405
伊賀地域防災総合事務所 環境室 環境課	伊賀市、名張市	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	0595-24-8078
紀北地域活性化局 環境室 環境課	尾鷲市、北牟婁郡	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3469
紀南地域活性化局 環境室 環境課	熊野市、南牟婁郡	〒519-4393 熊野市井戸町371	0597-89-6917